

第 3 4 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和2年4月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（24名）

1 番 根 本 太 濤	2 番 皆 川 重 文	3 番 深 谷 泉
4 番 鬼 澤 勇 一	5 番 吉 澤 勇	6 番 浅 井 紘 一
7 番 雨 谷 克 己	8 番 江 橋 健 男	9 番 大 圖 金 雄
10 番 関 成 一	11 番 軍 地 美 代	12 番 高 島 和 子
13 番 皆 川 晃	14 番 横 須 賀 尋 史	15 番 後 藤 啓 一
16 番 今 関 征 一	17 番 渡 邊 隆 文	18 番 外 岡 健 寿
19 番 飯 島 清 光	20 番 笹 沼 恭 一	21 番 市 村 正 司
22 番 川 又 隆 雄	23 番 山 崎 千 正	24 番 高 安 幸 一

欠席委員（なし）

事務局

事務局長	横 山 英 雄	次長	吉 川 正 浩
次長補佐兼 調査広報係長	小 野 克 也	農地係長	谷 津 知 一
農地係	江 幡 清 美	農地係	関 拓 也
農地係	塚 田 一 平		

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
- 議案第6号 水戸市農業振興地域整備計画の総合見直しについて

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 制限除外の農地の移動届について

報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る現状回復命令を発する有無について

報告第6号 農地改良協議に対する同意について

会 議 の 概 要

事務局長 皆さん、おはようございます。総会が始まる前に私から2件ほどご案内をさせていただきます。

まず1件目でございますが、総会の取り扱いに関しまして、県の農業会議から案内が来ておりますので、拝読いたします。

新型コロナウイルス感染症に関しまして、政府から緊急事態宣言が発出されたところでございます。それをうけて、全国農業会議所から農業委員会総会の開催に関しまして通達がございました。この通達によりますと、農業委員会の総会は実際に委員が参集することが原則となっており、書面決議は認められないとされております。ですので、今後も委員の皆様をご参集して開催していくことになると思います。事務局では、換気や机と椅子のアルコール消毒を徹底して行い、なるべく委員どおしの距離を確保するために座席の間隔をあけたほか、またお茶も職員が入れたものをペットボトルのお茶に変更するなど、水戸市農業委員会から感染者が出ないように万全を図ってまいります。どうか委員の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

なお、念のため職員はマスクをしたままの説明とさせていただきます。聞きづらい場合もあるかと思いますが、ご了承願いたいと思います。

続きまして、令和2年4月1日付で農業委員会事務局の職員の人事異動がございました。

まず転出者でございますが、これまで調査広報係に在籍をいたしました鈴木威史さんが、下水道部下水道施設管理事務所に異動となっております。また、農政係の相田典子さんにつきましては、福祉事務所福祉指導課に異動となっております。

次に新たに転入される方をご紹介します。

調査広報係に櫻井菊子さんです。

事務局 櫻井です。よろしく申し上げます。

事務局長 続きまして、農地係に塚田一平さんです。今回新規採用ということで配属になっていきます。

事務局 塚田です。よろしく申し上げます。

事務局長 最後に内部異動といたしまして、これまで農地係に在籍をいたしました小橋央樹さんが農政係に異動となっておりますので、ご紹介いたします。

事務局 小橋です。引き続き申し上げます。

事務局長 私からは以上です。

それでは、会長、開会をよろしく願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。ただいま局長から話がありましたように毎日国や県の情報を見ると、新型コロナウイルスの関連の記事が多く目につきます。前月の総会の時点では、茨城県内の感染例がないということで、挨拶の中で多分茨城県が一番魅力がないからコロナウイルスもこちらに来ないのではないかと冗談を交えて挨拶をしました。現在 111 名が茨城県内の感染者数であります。1 人も居なかった県が 1 カ月間で 100 名を超えて、全国で 13 番目の感染者の多さということになっています。国内では 7,241 名が感染し、150 名の方が亡くなっております。地球規模で見れば世界最大級の先進国であるアメリカで世界一の感染者数、死亡者数が出ております。この状況はまさにウイルスと人類の戦争に入ったと言えるのではないのでしょうか。その時勢を踏まえ、この会議の座席レイアウトを変更するなど対策を施して開催しています。この新型コロナウイルスに関しては、飛沫感染でありますので、空気中にウイルスが浮遊している訳ではありません。そのため、委員同士の間隔を 2 メートル程度設けたいという考えで、総会をこの会議場ではなく、広い会議場で開催してまいりたいと思っております。そういうことでもありますので、本日の総会については局長からお話があったとおりであります。

総会の後には通常ですと推進協議会がある予定ですが、開催方法は書面手続となりますので、何か疑義があれば事務局に問い合わせをしていただければと思っております。

この会議の間も、扉を開けた状態にして、換気を常に行いながら会議を進め、短時間で終わりたいと思っておりますので、ご協力お願いいたします。

以上です。

議 長 それでは、ただいまから第 34 回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

21 番の市村正司委員，それから，22 番，川又隆雄委員，よろしくお願いいたします。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局長 第 34 回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第 3 条の審議案件が 11 件，農地法第 4 条の審議案件が 4 件，農地法第 5 条の審議案件が 17 件でございます。

報告事項といたしまして，農地法第 3 条の 3 の届出が 10 件，農地法第 4 条の届出が 7 件，農地法第 5 条の届出が 24 件，制限除外の農地の異動届が 2 件，農地改良協議が 1 件，登記官等からの地目確認照会が 1 件でございます。

審議案件，報告事項と合わせまして 77 件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に私の担当地区については関係委員として意見できませんので，調査の上，代理発言を 13 番，皆川晃委員にお願いいたします。

それでは，議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可についてを上程いたします。第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

後藤委員 15 番，後藤です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

後藤委員 15番、後藤です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えられます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

鬼澤委員 4番、鬼澤です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番、雨谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番、吉澤です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番、吉澤です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番、吉澤です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願

いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

山崎委員 23番、山崎です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項と第10項は関連がございますので、あわせて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項と第10項は関連がありますので、あわせてご説明いたします。

第9項、第10項ともに契約内容は交換であります。それぞれの受人は自宅または自作地に近接し耕作に便利のため、申請地を交換し耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 8番, 江橋です。

第9項, 第10項とも調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが, 議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 6番, 浅井です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

議 長 次に, 議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料

され、周辺農地への支障はないと判断されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番，皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は，広がりのある農地であることから，第1種農地と思料されますが，農地法施行規則第33条第4号の規定により許可可能であると考えます。

なお，転用期間は3年であります。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番，雨谷です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局からの説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 18番、外岡です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしということでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9番、大圖です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆さんご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と保育所があることから、農地区分は第3種農地と史料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 2番、皆川です。

この案件につきまして、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので

で、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項と第4項は関連がございますので、あわせて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項と第4項でございますが、関連がございますので、あわせてご説明いたします。

第3項でございますが、借人は現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。

第4項であります。自己住宅の建設に伴い、給排水管を埋設したい旨の一時転用申請でございます。

申請地は、水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と幼稚園があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

また、第4項の転用期間は5カ月でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 13番、皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

第3項、第4項ともに調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の規定により許可可能であると考えます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

根本委員 1番、根本です。

この件に関して調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の規定により許可可能であると考えます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 16番、今関です。

この件に関しまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様ご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の規定により許可可能であると考えます。

なお、転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 16番、今関です。

この件につきましても調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 9 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 9 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料され，周辺農地への支障はないと判断されます。

なお，市の建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 10 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 10 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公

共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と
思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得て
おります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願
いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添え
ての申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番、雨谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思いますので、ご審議をよろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 14 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5 番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 15 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 21 番, 市村です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第 16 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公
共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第 2 種農地と
思料され, 周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

深谷委員 3 番, 深谷です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思います。ご審議をよろしく願ひし
ます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 広
がりのある農地であることから, 第 1 種農地として思料されますが, 農地法施行規則
第 33 条第 4 号の規定により許可可能であると考えます。

なお, 市の建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得て

おります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9番, 大圖です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願
いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 議案第4号 農地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中に外岡委員に關係する案件がありますので, 農業委員会等に関する法律第
31条, 議事参与の制限による規定に基づき一時退席をお願いいたします。

(外岡委員退席)

議 長 事業担当課から説明させます。

事業担当課 お手元の資料別紙1をご覧ください。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

説明の前に資料の訂正がございます。申請者からの申し出により申請を取り下げる
ものです。対象の筆はナンバー67, 元石川 2839, ナンバー78, 元石川 643-2, ナン
バー178, 森戸町 3043 の3筆です。いずれも同一の所有者, 耕作者によるものです。
3筆の面積の合計を除いた新しい集計表をお配りしました。お手数ですが, 集計表の
差し替えと資料の訂正をよろしくお願ひします。

それでは, 外岡委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては, 利用集積計画書一覧の 29 ページに載せてございます。
29 ページ目の 227 番の 1 筆となります。

こちらは田が再設定のみで 3,252 平方メートル, 設定期間 5 年間, 設定者 1 名, 所
得者 1 名でございます。

利用権設定年月日は, 令和 2 年 4 月 20 日を予定しております。

なお, 以上につきましては, 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満
たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは外岡委員に着席を求めます。

(外岡委員着席)

議 長 それでは、事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

昨今の状況を考慮しまして、説明を簡単にさせていただきます。

令和2年農用地利用権集積計画書の集計表にて内容を申し上げます。

利用権設定の詳細については、集計表と計画書のとおりとなります。各自ご確認いただければと思います。

今回の設定の合計につきましては、田が32万6,636平方メートル、うち再設定15万2,684平方メートル、畑が2万8,740平方メートル、うち再設定1万7,205平方メートル、設定者79名、取得者37名、うち再設定の設定者52名、取得者29名でございます。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

説明につきましては、以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課 お手元の資料別紙2をご覧ください。

議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和2年農用地利用配分計画書(案)について集計表にて内容を申し上げます。

こちら昨今の状況を踏まえて説明を簡単にさせていただきます。

詳細については、集計表と一覧のとおりとなっております。各自でご確認いただければと思います。

今回の設定の合計につきましては、田が再設定のみで7,568平方メートル、畑が再設定のみで3万6,659平方メートル、設定者1名、取得者5名でございます。

なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定年月日は、令和2年6月1日に予定されております。

農用地利用細分計画(案)の一覧につきましては、次のページから記載してございます。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしで回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第6号 水戸農業振興地域整備計画の総合見直しについてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 水戸市農政課、長谷川と申します。よろしく申し上げます。

水戸農業振興地域計画の総合見直しについてご説明しております。

お配りしております資料3の水戸農業振興地域整備計画書(案)、こちらをご覧ください。

総合見直しにつきましては、農業振興地域の整備に関する法律におきまして、県の基本方針の変更やおおむね5年ごとに市町村が行う基礎調査の結果、または経済事情の変動等により変更が生じた場合にこの計画を変更すると規定しておりまして、その変更を総合見直しと呼んでおります。本市では、平成24年度の総合見直しから7年が経過しまして、その後平成29年9月に県の基本方針が変更されたことを踏まえ、平成30年度からこちらの計画の総合見直しの作業に着手しまして、今年の3月にこの計画書（案）を作成したところです。

計画書（案）の構成及び内容についてご説明しますので、計画書（案）の表紙をお開きください。

表紙を開きますと目次になっておりまして、農振法に基づき第1から第9までの構成としております。

それでは、ページ開いていただきまして2ページをご覧ください。

2ページの中ほど「イ、農用地区域の設定方針、（ア）現況農地についての農用地区域の設定方針」ということで、記載のあります①から③の考えに基づきまして農用地区域を設定いたしました。簡単に説明しますと、土地改良等が済んでいる良好な農地でかつ10ヘクタール以上のまとまりのある農地を農用地区域と指定しております。そうした方針のもと現在の農業振興地域内の現況農地7,235ヘクタールのうち4,529ヘクタールを農用地区域に指定しております。

この計画書に後添しております付図1号をご覧ください。この地図の中で色のついているところで、黄色いところが農地、薄緑が採草放牧地、紫色が農業用施設用地としまして、今回の指定した農用地区域です。全部の面積が4,529ヘクタールございます。ページ戻っていただきまして、4ページをお開きください。

4ページから「農用地区域の用途区分の構想」ということで、先ほどの農用地区域の面積4,529ヘクタールを全部で9つの区域に分け、その区域ごとにその用途区分等を8ページまで記載しております。

では、9ページをお開き下さい。「第2、農業生産基盤の整備開発計画」ですが、こちらは圃場整備等の生産基盤の整備、開発の方向及び計画について記載しております。

11ページをお開きください。

「第3、農用地区域等の保全計画」ですが、こちらで農用地等の保全の方向及び保全のための活動について記載しております。

12ページをお開きください。

「第4、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」ですが、こちらで誘導方向及び促進を図るための方策について記載しております。

14 ページをお開きください。

「第5，農業近代化施設の整備計画」ですが，こちらで農業近代化施設等の整備に向けた支援事業などについて記載しております。

15 ページをご覧ください。

「第6，農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」ですが，新規就農等の担い手の育成・確保に向けた支援事業について記載しております。

17 ページをお開きください。

「第7，農業従事者の安定的な就業の促進計画」ですが，農業従事者の安定的な収入確保に向けた方策等について記載しております。

19 ページをご覧ください。

「第8，生活環境施設の整備計画」ですが，農村生活における生活環境向上のための施設，農業集落排水事業について記載しております。

続きまして，20 ページですが，付図が3枚あります。21 ページから67 ページまで，農用地区域全ての地番一覧が9つの区域であるA区域からI区域の順に記載しております。

計画書（案）の説明は以上になります。

今後のこの総合見直しの批准につきましては，今月の27日に水戸市農振協議会を開催しましてこちらの計画案についてご審議いただく予定です。法定の手続を経まして9月には総合見直しが完了する見込みとなっております。

説明は以上です。

議 長 事業担当課から説明ありましたが，ご意見，ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議 長 意見なしとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのございますので，意見なしとすることに決定いたします。ここで担当課は退席いたします。

次に，報告事項について，事務局から説明をさせます。

事務局 報告事項についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号から第6号まで資料のとおり処理をしまりましたので，ご報告いたします。

個別の内容につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。
以上でございます。

事務局 すみません、その他になるんですが、事務局から2点ほどご連絡させていただきたいと思います。

まず市役所の駐車場ですが、4月1日から駐車券の発行機が設置されまして、5月から有料化されることとなっています。農業委員に関しましては、無料で入退場できるプラスチック製のカードが配付されます。可能であれば本日配付したかったんですが、まだ担当課からカードが届いておりませんので、次回の会議の場で配付させていただきたいと思っております。したがって、次回入るときは機械から駐車券を取って入っていただきまして、出るときは次回の会議で配付するカードを使って出てください。これで無料で出庫できますので、よろしく申し上げます。

あともう1点でございます。会議の費用弁償に関してですが、昨年度までは総会の時にお配りしておりました。しかし、今年度から会計部門に対して事前にお金を請求する手続が厳格化され、事細かく設定されました。そのため、事前にお金を準備しておくことがスケジュール上難しくなり、今年度から後払いということにさせていただきますので、本日出席していただいた分を来月の総会でお配りします。よろしく申し上げます。

以上です。

議 長 他にはありませんか。

大圖委員 議長、9番大圖です。

議 長 どうぞ。

大圖委員 皆様にご報告いたします。

先日、再生可能エネルギーの太陽光発電設置予定地の隣接の方から電話がありました。業者が今月中に太陽光発電パネルを設置する旨の説明会や話し合い等もなく、いきなり施工したのでちょっと困りました、というような内容の電話でした。今後農業委員が調査する際には太陽光発電業者側へ隣接の方とのトラブルを防ぐため、きちんと説明会や話し合いの場を設けてくださいと説明する必要があるのではないか、と感じまして報告いたしました。

以上です。

議 長 それは既に手続上は農地転用の許可が出されたはずですから、その太陽光発電業者と隣接の方の話し合いになると思われませんが。

大圖委員 隣接の方が、説明会や話し合い等も全然なく、玄関先から数メートルのところに太陽光発電設備を設置されると困ります、と言ったところ、太陽光発電業者は農業委員会から許可を得ているので、太陽光発電設備を設置することは問題ありません、というような説明をしたそうです。ですので、事前にその業者と地権者は周辺の住民に、事業に伴う影響について説明をするための話し合いの場が必要なのではないかと思います。

議 長 そうですね。民々の問題であると言いながらもやはり農業委員会で許可している訳でもあり、トラブルを極力防いどほうが市民の生活環境上も良いと思うので、今回のような案件があった場合には大変でも地元の農業委員が間に入って調整をしたほうが良いのではないかと思います。そのように対応していくのが良いかと考えています。

他にございませんか。

事務局 はい、この件と関連してですが事務局では申請受付や相談がある際に窓口にて業者に対して近隣の住民と問題が起きないように事業の周知案内をして、理解を得るよう必ず話し合いをしてください、というような案内文を渡し、事業の周知案内の依頼をしています。そういったトラブルを未然に防ぐため、地元の農業委員さんも近隣の住民や業者に話していくことをお願いできればと思います。

浅井委員 本日、農業委員会報酬活動実績分ということで、私には1万644円入っていたんですが、この金額がどういったものか教えてもらえますか。また、金額は令和元年度の1年分ですか。

事務局 そちらは、昨年度の農業委員会の最適化推進の活動実績としてもらった交付金を、皆様に分配したものになります。1年間分の額になります。

浅井委員 1年で約1万円ということですね。自分はこの活動を沢山したと思っていたのですが、活動1日あたり300円位の額にしかならないのですね。わかりました。

議 長 よろしいですか。

事務局では他ないですか。

関委員 すみません、先ほどの太陽光発電の件なんですけれども、地域でトラブルが起きていることを業者へ伝えても、結局太陽光発電業者は説明会等はやらないと思います。農業委員が間に入ると、近隣の方から色々苦情が来るので、できれば行政側が業者へ圧力をかけて、許可後の近隣のトラブルを行政側で対応していただけたらいいのではないのでしょうか。許可を受ければ近隣への説明は特にしないという業者が結構多いので、将来問題や苦情が生じた際、農業委員が何をやっても不評を受けてしまうのではないかと思うんです。

事務局 ただいまの関委員からの話についてなんですが、農地法では、申請地に転用が可能かどうかの判断をして許可しています。そうすると申請時は将来の計画で判断し、転用計画ができるということになれば許可をすることになります。ところが、近隣や町内のトラブルの多くは、工事施工した際に影響が出てくることになってきまして、事前に相談や、話し合いをお願いしていくしかないのかなと考えています。実際に話し合い等をした結果、例えば少し太陽光パネルの配置を変更するというような施工をしてもらうこともあるかと思います。土砂崩れなどが起こると、下流の水路が機能なくなるので、地域と業者とが契約書を結ぶ、などというような良い方向に進んだ案件も実際にあります。ただ全部の案件でその様なことが可能かというとなかなか難しいと思われるので、工事施工前に隣接する方とはよく話し合ってください、というお願いの指導をしていくしかないのかなと思います。もっと良い方法があれば検討していきたいと思います。

後藤委員 環境保全課ではどのような対応ができるのですか。

事務局 環境保全課には太陽光発電設備の適正な設置に関するガイドラインがございます。ガイドラインでは、設置の際には届出を出すことになっています。しかし、50キロワット以下ですと届出は絶対にしなくてもいいような内容になっています。望ましいことは、環境保全課とも連携して指導等をしていければ良いなと考えています。

議長 農業委員とすればやはり地域の農業委員さんにその都度農地で何の工事を施工しているのか確認するというような状況があると思いますが、もしトラブルの相談が農業委員にあった場合は、業者と住民の間に入ってうまく調整するようになっていくのはいかがでしょうか。行政ができることは行っていますから、隣接する方々などの調整は農業委員さんがやっていく、あるいは、できることは決まってはいるけれども、少しでも間に入って調整していければいいのではないかなと思います。それしかトラブル解決のやりようがないですからね。

事務局 あとは許可する前に状況を近隣の人に聞いて何かあれば前もって業者に適切に事業を行うよう指導するなど、危険防止の観点で調査に力を入れていかないといけないと考えています。

議 長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なければ以上をもちまして、第34回総会を閉会といたします。
ご審議をいただきましてありがとうございました。

閉会 午前10時30分